

令和4年4月から契約時の課税事業者届出書の  
提出が不要になります

令和4年3月  
西予市監理用地課

西予市発注の工事及び業務委託の契約締結時に、落札者から「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、令和4年4月1日以降に契約する工事及び業務委託について、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

※ 「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に届出書の提出漏れがないようご注意ください。

	令和4年3月までに契約	令和4年4月1日以降に契約
課税事業者	<u>必要</u> 課税事業者届出書	<u>不要</u> 課税事業者届出書
免税事業者	<u>必要</u> 免税事業者届出書	<u>必要</u> 免税事業者届出書